

くらふる事業助成制度 Q & A (R7年度版)

(このQ&Aについては予告なく変更する場合がありますので、ご了承ください)

③スマイリー（民間賃貸共同住宅等建設促進事業）

助成対象となる住宅について

Q1 去年に民間賃貸住宅を新築しましたが、対象になりますか？

→対象になりません。

令和5年4月1日以降に、事前に①認定申請書および②交付申請書を提出する必要があります。①、②に対して町が審査し適当と認められるものが対象になります。

Q2 現在、新築を建設中ですが、対象になりますか？

→対象になりません。

令和5年4月1日以降に、事前に①認定申請書および②交付申請書を提出する必要があります。①、②に対して町が審査し適当と認められるものが対象になります。

Q3 既存の共同住宅を取り壊し、その敷地に新たに共同住宅を建築する場合は助成対象になりますか？

→建替の場合は対象になりません。

Q4 改修や増築等は対象になりますか？

→対象になりません。

これから新築する賃貸住宅が対象となります。

Q5 床面積の制限はありますか？

→床面積制限はありません。

Q6 「1LDK・4戸＋2LDK・4戸」のように、住戸タイプが混在しても対象になりますか？

→対象になります。

住戸タイプが混在しても問題ありません。

Q7 1LDK・12戸の賃貸共同住宅を建設する予定ですが、12戸全て対象になりますか？

→対象になりません。 1棟2戸以上8戸を限度として予算の範囲内で助成します。8戸までが助成対象になります。

Q8 「1階・店舗＋2階・賃貸住宅」のような、複合的な建物は対象になりますか？

→複合的な建物は対象になりません。

Q9 施工業者は町外の業者でも問題ありませんか？

→問題ありません。

施工業者は町内業者、町外業者、特に要件として定めていません。

Q10 完成は令和8年4月頃になります。対象になりますか？

→対象になりません。

この事業は令和7年度で終了します。最終の実績報告書（添付書類も含む）の提出は遅くても**令和8年3月10日**の提出になるようにスケジュールを組んで認定申請を提出してください。令和7年度（令和8年3月31日）を超えると助成できなくなります。明らかに年度をまたぐ、申請は受理できません。

助成対象者について

Q1 個人による申請は対象になりますか？

→対象になります。

令和5年4月1日以降に新たに賃貸共同住宅等を建設する個人または法人が対象になります。

Q2 「町税等を滞納がない個人または法人」とは、どの税のことを指しますか？

→町税等とは、町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、法人税のことを指します。

Q3 町税等を滞納した場合どうなりますか？

→対象になりません。提出された納税証明書を確認してもらい受理できるか決定します。

申請手続きについて

Q1 申請手続きは、郵送で行うことができますか？

→原則、窓口で手続きをお願いします。なお、遠隔地の場合などでどうしても窓口にお越しいただけない場合に限り郵送で受付しますが、送料は申請者の負担となります。

Q2 工期についての定めはありますか？

→当該年度内（令和7年度の場合は令和8年3月上旬を目処）に賃貸共同住宅等を完成できるものが必須条件となります。

Q3 申込は先着順ですか？

→交付申請は受付順となります。各年度の事業予算額に達した時点で終了となります。

Q4 要綱の入居者に係わるゴミ置き場に関し、町の関係機関等との協議に基づき必要な措置を講ずることとは何を意味するのでしょうか？

→アパート新築に伴う、新規のゴミ置き場は、ゴミ収集の関係で平取町外2町衛生施設組合との協議に時間を要します。

協議していなければ、設置しても回収をしません。

必ず、町民生活課のゼロカーボン推進Gと事前に協議をしてから申請してください。

申請書【裏】面に記入欄があります。

Q5 外構部分はアスファルト舗装を予定していますが、時期が冬季施工のため、ひび割れや陥没してしまいます。舗装だけは未施工は可能でしょうか？

→条件があります。

助成対象となる住宅についてのQ10を参照してください。

ただし、路盤までは完了（アスファルト舗装部分のみ未施工が条件）し、駐車位置を仮設ロープや駐車場番号表示を整備し、入居者に明示するところまで完了していれば未施工理由書（任意形式）を提出していただければ、完了実績は受理します。

その場合、舗装工事の終了時期を明確にし、工事終了後に速やかに書面と完成写真を提出してください。虚偽があった場合は補助金の返還がありますので注意してください。